

## 4. 許可使用者の定期報告

### (1) 定期の報告

- ① 許可を受けてアルコールの使用を行う者にあつては、毎年1回、5月末日までに、前年度におけるアルコールの譲受け数量、使用数量、製品等の出来高等を記載した報告書（1部）を、許可使用者の主たる事務所を管轄する経済産業局長に提出することが義務づけられています。

（アルコール事業法施行規則第35条）

◇報告書： アルコール使用業務報告書（省令様式第46）

◇添付書類： アルコール譲受け一覧表（省令様式第47）

- ② この報告書は、許可使用者としての1年間（4月1日～3月31日）の業務の内容を書面に取りまとめて提出するものであり、許可使用者の全てにその提出が求められています。このため、仮に、前年度にアルコールの買い受けや使用の実績がない場合でも報告書の提出が必要です。（旧法下におけるアルコール使用済申告書とは違うことに御注意ください。）
- ③ また、アルコールの流通について、法定帳簿ではアルコールの物流に着目し、実際の物理的な移動（搬入、搬出）を整理することとしているのに対し、報告書では、アルコールの取引に着目し、その財産としての移転（譲渡、譲受け）を整理するものとなっていますので御注意ください。

### (2) アルコール使用業務報告書の記載事項について

以下に挙げる事項について、使用施設別、アルコールの発酵・合成の別及び度数別に記載、提出することとなります。

#### 【前年度からの繰越】

前年度における「前年度からの繰越」であるので、昨年4月1日に、その前年度から繰り越したアルコールの数量を記載してください。

#### 【増】

当該欄は前年度におけるアルコールの増加を要因別に記載してください。具体的な要因（摘要）別の記載事項等は以下のとおりです。

## 増加コード

摘要コード	サブコード
1 譲 受	なし
2 移 入	事業場整理番号（2桁）を記載
5 雑 受	1 計量誤差増 8 度数替え 9 その他増

### <1 譲 受>

譲受とは、流動資産としてのアルコールを他人から移転されることをいい、当該移転に対する報酬又は対価の有無は問いません。すなわち、有償の場合、無償の場合の両方を含むものとなります。したがって、販売事業者たる親会社等から無償でアルコールの支給（所有権の移転を伴うもの）を受ける場合でも、「譲受」として整理してください。

記載事項：摘要コード番号、事項、及び1年間に譲り受けたアルコールの数量

### <2 移 入>

ここでいう移入とは、自社の他の使用施設等からの回送受け入れをいいます。

※ 帳簿記載における「移入」とは異なりますので注意してください。

記載事項：摘要コード番号、移入元である自社の使用施設の事業場整理番号（下2桁をサブコード欄に記入）、事項、移入元である自社の使用施設の名称、及び1年間に移入したアルコールの数量

### <5 雑 受>

ここでいう雑受とは、譲受け、移入以外でのアルコールの増加及び度数替えによる増加をいいます。計量誤差や度数換算誤差等によって帳簿在庫より実在庫の方が多い状態に至ったときには、サブコード1「計量誤差増」として、当該アルコールより度数が高いアルコールからの希釈・変性等により当該度数のアルコール数量が増加した場合には、サブコード8「度数替え」として整理してください。また、それ以外の要因によりアルコールが増加した場合にはサブコード9「その他」として整理してください。

記載事項：

1 計量誤差増 摘要コード番号、サブコード番号、事項、及び1年間に増加したアルコールの数量

8 度数替え 摘要コード番号、サブコード番号、事項、度数替え前のアルコールの度数（「〇〇度から度数替え」等）、及び度数替え後のアルコールの数量

9 その他増 摘要コード番号、サブコード番号、事項、具体的要因、及び増加したアルコールの数量

注：度数替えは、アルコールの度数が90度以上の範囲内においてアルコールを希釈する行為

のみに限られます。アルコールを90度未満に希釈した場合は「使用」に当たるので御注意ください。

### 【減】

当該欄は前年度におけるアルコールの減少を要因別に記載してください。具体的な要因（摘要）別の記載事項等は以下のとおりです。

#### 減少コード

摘要コード		サブコード			
なし	使用	使用方法整理番号（5桁以内）を記載			
		7	譲渡	1	許可事業者
				2	輸出
8	移出	事業場整理番号（2桁）を記載			
9	雑払	1	欠減		
		2	亡失		
		3	盗難		
		4	廃棄		
		5	収去		
		8	度数替え		
		9	その他		

#### <6使用>

ここでいう使用とは、許可を受けた用途又は物品製造のためにアルコールを払い出すこと（実際に生産工程等に投入すること。）をいいます。

注1：アルコール事業法にいう使用は、本来は製品等の原材料であるアルコールを利用して目的とする製品等が生産されるまで（回収アルコール等がある場合には当該回収アルコール等の適切な処分等がなされるまで。）という広い概念ですので御注意ください。

2：回収アルコール等を同一物品の製造に再使用する場合、一連の過程がアルコールの使用工程の一部と見なされるため、当該物品の製造に使用した未使用アルコールのみの数量を報告することになります。また、回収アルコール等を同一使用施設における他の物品の製造に再使用した場合も、一連の過程がアルコールの使用工程の一部と見なされるため、当該他物品の製造に使用した未使用アルコールのみの数量を報告することになります。

記載事項：使用方法整理番号（サブコード欄に記入）、製品等の名称、及び使用方法ごとに1年間に使用に供したアルコールの数量（併せて、仕掛品のアルコールの数量及び製品の数量も記入します。）

#### <7譲渡>

許可使用者のアルコールの譲渡は原則認められていませんので、ここでいう譲渡とは、法第22条ただし書の規定による承認を受けて行うものに限られます。

記載事項：摘要コード番号、サブコード番号、事項、譲受人の許可番号及び事業場整理番号（輸出の場合を除く。）、譲渡承認を受けた年月日、並びに譲渡したアルコールの数量

#### <8 移 出>

ここでいう移出とは、自社の他の使用施設等への回送払い出しをいいます。

記載事項：摘要コード番号、移出先である自社の使用施設の事業場整理番号（下2桁をサブコード欄に記入）、事項、移出先である自社の使用施設の名称、及び1年間に移出したアルコールの数量

#### <9 雑 払>

ここでいう雑払いは、使用、譲渡及び移出以外でのアルコールの減少をいい、欠減、亡失、盗難、廃棄、収去等を整理します。

それぞれ、その事実に基づいて、下記に定められた記載事項を記載してください。それぞれの用語の定義は、以下のとおりです。

欠 減：蒸発、液だれ、計量誤差等によって生ずる滅失・喪失等

亡 失：事故によるアルコールの流出及びアルコールの紛失（盗難として判断しかねる場合に限る。）等（事後、遅滞なく、亡失した場所を管轄する経済産業局へ報告が必要）

盗 難：アルコールの盗難の場合（事後、遅滞なく、盗み取られた場所を管轄する経済産業局へ報告が必要）

廃 棄：アルコールを廃棄した場合（許可の条件により、事前に廃棄しようとする貯蔵所の所在地を管轄する経済産業局へ届出が必要）

収 去：法第40条第2項の規定に基づく立入検査において、経済産業局の職員に対し、分析を行うために必要な試料（アルコール等）を、収去証と引き替えとして無償で提供した場合

度数替え：当該度数のアルコールを90度以上の範囲において希釈・変性し、度数が変わった場合（度数替え後のアルコールは、度数替え後の度数による報告書に記載します。）

記載事項：

- 1 欠 減 摘要コード番号、サブコード番号、事項、欠減の主要因（貯蔵欠減、作業欠減、計量誤差等）、及び1年間に減少したアルコールの数量
- 2 亡 失 摘要コード番号、サブコード番号、事項、経済産業局への報告年月日、及び亡失したアルコールの数量
- 3 盗 難 摘要コード番号、サブコード番号、事項、経済産業局への報告年月日、及び盗み取られたアルコールの数量
- 4 廃 棄 摘要コード番号、サブコード番号、事項、経済産業局への届出年月日、及び廃棄したアルコールの数量
- 5 収 去 摘要コード番号、サブコード番号、事項、収去証の収去番号、及び収去され

たアルコールの数量

8 度数替え 摘要コード番号、サブコード番号、事項、度数替え後のアルコールの度数（「〇〇度へ度数替え」等）、及び度数替えしたアルコールの数量

9 その他 摘要コード番号、サブコード番号、事項、具体的要因、及び減少したアルコールの数量

### 【仕掛品のアルコールの数量】

「使用」に供したアルコールのうち、3月31日時点において未だ製品として完成していない仕掛品となっているアルコールがある場合に、当該仕掛品の中にあるアルコールの量を、使用方法の整理番号ごとに記載してください。

注：「仕掛品のアルコールの数量」は、「使用」の数量の内数となります。

### 【製品の数量】

「使用」に供したアルコールを利用して3月31日までに生産された製品等の数量を、使用方法整理番号ごとに記載してください。

前年度から持ち越した仕掛品を用いて製造した製品については、その分を「製品の数量」に加えて報告してください。その場合、その原料として使用したアルコールの使用量は、前年度の報告書にて「減」及び「仕掛品のアルコールの数量」として報告されているため、当該年度の報告書には記載しないでください。

注：3月31日時点において仕掛品がある場合、報告書提出日までに当該仕掛品が製品化されても、その分は「製品の数量」には加えず、次年度（報告書提出日の年度）の報告書に記載していただくことに御注意ください。

### 【翌年度へ繰越】

前年度における「翌年度へ繰越」であるので、当該年度4月1日に前年度から繰り越したアルコールの数量を記載してください。

## (3) アルコール譲受け一覧表の記載事項について

以下に掲げる事項について、使用施設別、アルコールの発酵・合成の別及び度数別に記載、提出することとなります。

### 【引渡人の氏名又は名称】

譲り受けたアルコールに係る引渡人（譲渡人）の氏名又は名称を記載してください。

### 【許可番号】

譲り受けたアルコールに係る引渡人（譲渡人）の許可番号を記載してください。

### 【受入数量】

譲り受けた数量を1リットル単位で記載してください。

- 注1. ここでいう「譲受け」には、販売事業者等からの譲受けのほか、法第22条ただし書の規定による承認を受けて行う他の許可使用者からの譲渡が含まれますので御注意ください。なお、同一事業者の他の使用施設からの移入は含まれません。
2. アルコールの譲受けの相手方である引渡人（譲渡人）について、アルコールの流通の方法によっては、帳簿に記載の引渡人とは異なる者を記載することとなるので御注意ください。（詳しくは、「3. 許可使用者が備えるべき帳簿（3）記載にあたっての注意事項」を御覧ください。）

## ○アルコール事業法施行規則 ー抜粋ー

（定期の報告）

第三十五条 法第三十条において準用する法第九条第二項の報告は、毎年五月末日までに、様式第四十六による報告書に、年度におけるアルコールの譲受けの実績を記載した様式第四十七による一覧表を添えて、その主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長に提出してしなければならない。

2 法第三十条において準用する法第九条第二項の経済産業省令で定める事項は、前年度における次に掲げる事項とする。

- 一 前年度から繰り越したアルコールの、度数及び発酵アルコール又は合成アルコールの別ごとの数量
- 二 譲り受けたアルコールの、度数及び発酵アルコール又は合成アルコールの別ごとの数量
- 三 当該許可に係る許可使用者の使用施設から移入したアルコールの度数及び発酵アルコール又は合成アルコールの別ごとに、その数量及び当該使用施設の名称
- 四 当該許可に係る許可使用者の使用施設に移出したアルコールの度数及び発酵アルコール又は合成アルコールの別ごとに、その数量及び当該使用施設の名称
- 五 使用に供したアルコールの度数及び発酵アルコール又は合成アルコールの別ごとに、その数量、用途、当該アルコールを使用してできた製品の名称及び数量並びに当該アルコールのうち年度末において仕掛品がある場合においては当該仕掛品に係るアルコールの数量
- 六 翌年度に繰り越したアルコールの、度数及び発酵アルコール又は合成アルコールの別ごとの数量
- 七 法第二十二条第一項ただし書の承認を受けてアルコールを譲渡したときは、これらに関する事項
- 八 アルコールを亡失し、又は盗み取られたときは、これらに関する事項
- 九 法第四十条第二項の規定によりアルコールを収去されたときは、これに関する事項
- 十 アルコールの欠減その他アルコールの数量の管理の観点から参考となる事項

(4) アルコール使用業務報告書及びアルコール譲受け一覧表の記載例  
(報告書の記載イメージですので、法人名、数量等は架空のものです。)

報告書の提出日を記載

<アルコール使用業務報告書(表紙)>

様式第46(第35条第1項関係)

2002年04月25日

関東経済産業局長 殿

(郵便番号 330-9715)

報告者 住所 埼玉県さいたま市上落合2-1-1

電話番号 048(600)0399

商号、名称又は氏名

経済産業株式会社

印

(許可番号 1-3-99999)

法人の代表者の住所及び氏名

東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

代表取締役社長 経済 太郎

印

法定代理人の住所及び氏名、

商号又は名称

印

アルコール使用業務報告書

アルコール事業法第30条において準用する同法第9条第2項の規定により、次のとおり報告します。

2001年度アルコール使用報告書

- |        |       |        |       |
|--------|-------|--------|-------|
| 1 関東工場 | 95度発酵 | 6 沖縄工場 | 95度発酵 |
| 2 関東工場 | 99度発酵 |        |       |
| 3 東北工場 | 95度発酵 |        |       |
| 4 近畿工場 | 95度発酵 |        |       |
| 5 近畿工場 | 95度合成 |        |       |

「事業場」「アルコール度数」「発酵又は合成の別」ごとに報告書を提出し、提出する報告書の一覧を記載する。

<アルコール使用業務報告書（使用報告書）>

減要因が「使用」の場合、左のコード欄は空欄とし、右のコード欄（サブコード欄）に使用方法整理番号を入力する

当該事業場の整理番号を記入し、事業場名を付記する

様式第46（第35条第1項関係）

2001 年度アルコール使用報告書

- (1) 使用施設の名称
- (2) 度数
- (3) 発酵アルコール又は合成アルコールの別

1-3-99999-01 関東工場  
 95 度  
 1 (1:発酵 2:合成)

発酵アルコールの場合は1、合成アルコールの場合は2を記入

前年度から 繰越 (リットル)	増		減		仕掛品のアルコールの数量 (払出数量の内数) (リットル)	製品の 数量 (リットル・kg)	翌年度へ 繰越 (リットル)	
	コード	摘要	数量 (リットル)	コード				摘要
	1	譲受	500,000	1	△△ローション	200,000	0	1,333,333
	2 02	移入 東北工場	50,000	2	××クリーム	1,000	0	5,376.345
	2 03	移入 近畿工場	45,000	3	□□リキッド	250,000	50,000	869,564
	5 8	度数替え 99度から	5,210	8	04 移出 沖縄工場	50,000		
				9	1 欠減 作業欠減	1,700		
				9	2 亡失 2001年11月4日報告	500		
				9	5 収去 収去番号01-3-99-999	1		
				9	9 その他 アルコール品質検査用	10		
0		合計	600,210		合計	503,211	50,000	96,999

コード サブコード

コード サブコード

複数枚にわたる場合、「前年度から繰越」、「数量の合計」及び「翌年度へ繰越」欄は最後のページにのみ記入

製品の数量はアルコール明細書に記載したものと同一単位で記載する（小数第3位まで記入可）

<アルコール譲受け一覧表>

様式第47（第35条第1項）

アルコール譲受け一覧表

（1）使用施設の名称  
**関東工場**

（2）度数  
**95**度

（3）発酵アルコール又は合成アルコールの別  
**1**（1：発酵 2：合成）

1 - 3 - 99999 - 01

引渡人の氏名又は名称	許 可 番 号	受入数量(リットル)	摘 要
<b>経済販売株式会社</b>	<b>2-3-99989</b>	<b>300,000</b>	
<b>株式会社産業販売</b>	<b>2-4-99991</b>	<b>200,000</b>	
合 計		<b>500,000</b>	

当該使用施設の名称を付記

当該使用施設の整理番号を記入

アルコールの各数量は1リットル単位で記入する

発酵アルコールの場合は1、合成アルコールの場合は2を記入

複数枚にわたる場合、「数量の合計」欄は最後のページにのみ記入